（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　［略］

［２・３　略］

４　前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の十五第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第百十八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（還付等に関する規定の活用）

第百七十八条の十七　検察官は、公訴の提起後は、その事件に関し押収している物又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物又は電磁的記録を利用することができるようにするため、法第二百二十二条第一項の規定において準用する法第百二十三条第一項から第三項まで及び第百二十三条の二第一項の規定の活用を考慮しなければならない。

（公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十五　公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～六　略］

七　通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかつたときは、その事由

［略］

八　通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと及びその事由

九～二十一　［略］

［２　略］

（準用規定）

第二百十七条の二十九　期日間整理手続については、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十二までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十第一項、第二百十七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四（見出しを含む。）、第二百十七条の二十五の見出し、第二百十七条の二十六（見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七条

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　［同上］

［２・３　同上］

４　前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二条の十五第三項及び第百十八条第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

（還付等に関する規定の活用）

第百七十八条の十七　検察官は、公訴の提起後は、その事件に関し押収している物について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物を利用することができるようにするため、法第二百二十二条第一項の規定により準用される法第百二十三条（押収物の還付等）の規定の活用を考慮しなければならない。

（公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十五　［同上］

［一～六　同上］

七　［新設］

［同上］

八～十九　［新設］

［同上］

［２　同上］

（準用規定）

第二百十七条の二十九　期日間整理手続については、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十二までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十第一項、第二百十七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四（見出しを含む。）、第二百十七条の二十五の見出し、第二百十七条の二十六（見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七条